

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十五年国家公安委員会規則第十四号）新旧対照条文

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（運転適性指導員）</p> <p>第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第百七条の二の第二十一号又は法第百七条の五第三号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者</p> <p>四・五（略）</p> | <p>（運転適性指導員）</p> <p>第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第百七条の四第四号又は法第百七条の五第三号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者</p> <p>四・五（略）</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（指定の基準等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第三十三条の六第一項第一号八の規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1)・(2)（略）</p> | <p>（指定の基準等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 令第三十三条の六第一項第一号八の規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1)・(2)（略）</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(3) 法第百十七条の二の第二十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の第二十一号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(5) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>三〇九 (略)</p> | <p>(3) 法第百十七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（法第百十七条の四第四号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>(5) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>三〇九 (略)</p> |
|---|---|

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（運転免許取得者教育指導員）</p> <p>第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。以下同じ。）に係るものに限る。）又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けているもの（免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 法第百七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>八 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二</p> | <p>（運転免許取得者教育指導員）</p> <p>第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、教習指導員資格者証の交付を受けたもの（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用いる場合にあつては、大型自動二輪車等。以下同じ。）に係るものに限る。）又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けているもの（免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ（略）</p> <p>□ 法第百七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>八 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二</p> |

百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪  
(法第百十七条の二の二第十一号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の  
刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな  
くなった日から起算して三年を経過していない者

百八条の二若しくは第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪  
(法第百十七条の四第四号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に  
処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなっ  
た日から起算して三年を経過していない者

運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）（傍線の部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（身体の障害の程度）</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の115]の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p> | <p>（身体の障害の程度）</p> <p>第一条 道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の116]の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、次条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であつて、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。</p> |